

議 事 録

会議の名称	岩倉市障害者計画推進委員会（令和２年度第３回）
開催日時	令和３年３月２２日
開催場所	岩倉市役所７階大会議室
出席者	大藪委員長、石黒委員、杉之下委員、小倉委員、寺澤委員、井上委員、柴田委員、安江委員、関戸委員、山中委員（欠席：水越委員、伊藤委員、坂西委員、木下委員、井多委員、田代委員）
会議の議題	障がい福祉計画（第６期）及び第２期障がい児福祉計画（第２期）案に対する意見について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☐ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（書面収集した意見書をまとめている）
会議に提出された資料の名称	（資料１）岩倉市障害者計画推進委員会委員名簿 （資料２）第３回岩倉市障害者計画推進委員会議事録 （資料３）第５期岩倉市障がい者計画進捗状況シート（積み残し課題抜粋） （資料４）視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	

1 あいさつ

(大藪委員長)

皆さまこんにちは。新型コロナウイルスの感染が少し落ち着いたところで、会議が無事開かれたことを嬉しく思います。本日は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画の承認と障がい者計画の推進というところで、議論させていただきたいと思います。コロナ禍ではありますが、障がいのある方への支援に引き続き取り組んでいく必要があるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 議題

(1)障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）について

※資料に沿って事務局より説明

大藪委員長：ご説明ありがとうございます。計画案についてご説明いただきましたが、ご質問、ご確認等ございますでしょうか。

委員：計画どおりいくと、令和3年度にスタートになります。パブコメも終わり、これが最終案で、今日の委員会で結論を出して、スタートするという認識でよろしいでしょうか。

事務局：おっしゃる通りでございます。

委員：送っていただいた計画案をもう一度読み返しまして、細かい所で気がついたところがありました。表現の好みがあるとは思いますが、「見込み」と「計画」が入り交じっているように感じます。2021年度以降の3年間は「見込み」という表現となっているのですが、2018～2020年については、「計画」と「見込み」が混合している印象です。基本的には「推計値」というのが本来の形だと思います。随所に各表がありますが、例えば、26頁の「図表25 訪問系サービスの計画と実績」をご覧くださいと思います。ここには「計画」と書いてありますが、実際には計画時点での見込みです。私は「計画」というのは意識的に数字をつくるものが計画だと思っていますが、むしろ見通しや推計値が出ているので、ここは「計画」よりも「想定値」くらいの方が良かったのではないかという印象を受けました。2018年から3年間のものについてはどの表についても同じです。ですが、既に最終案となっていますから、これでも良いのかと思っています。そういう意味では27頁の表も「サービス量の見込量」と出ています。「見込み＝想定値」という理解をすればよいので、それで良いのかと思いましたが、気がついたことだけ申し上げておきます。もう1点、私の不勉強で申し訳ないのですが、47頁②更正訓練費給付事業の説明が、「就労移行支援や自立訓練をしている人のうち、利用者負担がない人に対して」とありますが、意味がよく読み取れないです。負担に応じられないということなののでしょうか。

事務局：更正訓練費給付事業についてご説明させていただきます。委員からおっしゃられた通りで、「利用者負担がない人」というのは、制度的には収入が少ない方については、

自己負担が発生しない場合があります。意見をいただいた通り分かりづらいと思いますので、こちらについては、「低所得の方」とか、分かりやすい表現に直して説明させていただきたいと思います。

委員：一般的に、非課税世帯が云々等のときに使われるものに似ている表現だとは思いました。よろしくお願いします。ありがとうございました。

大藪委員長：ありがとうございました。制度を分かっていると、つい分かったつもりで見てしまうのですが、確かに「利用者負担がない人に支給する」というのは分かりにくいところがあると感じました。ありがとうございました。

委員：相談支援センターを令和5年度までに設置するとあるのですが、具体的にどこに設置するのでしょうか。

事務局：現状、事業所等に相談をしており、どこに設置するかは決まっていますが、目標として、令和5年度末までにそういった基幹センターをつくっていくところでございます。

委員：それについての見通しはついているのでしょうか。

事務局：まだ今から調整等をします。

委員：今回の障がい福祉計画ではそこが一番メインではないかと思っていました。具体的にどのように設置されるのかお聞きしたいです。

事務局：まだ決まっていないです。頑張ってつくっていくよう進めていますので、よろしくお願いします。

委員：よろしくお願いします。

委員長：計画はつくって終わりではなく、ここから3年間でどこまで進められるかというところだと思います。私も聞いていて、基幹相談支援センターの設置が、いろいろな課題の解決や軽減に向けての軸になるかと思っていますので、計画の推進を見守りながら、どこにどのようなセンターができるのかを確認していければと思います。よろしくお願いします。

委員：今、みのりの里ですと問題解決の方がみえて、相談を受けてくれます。基幹相談支援センターというのは、そうではなく、全ての障がい者の方に対しての支援の窓口が新しくできるということでしょうか。みのりの里にも相談の窓口がありますが、新たにいろいろな障がいに対しての窓口ができるという理解でよろしいでしょうか。

事務局：市内には相談支援事業所として3事業所ありますが、その3事業所は障がい福祉サービスを受けるための相談機関となっていますので、障がいにかかる一般的な相談を受ける事業所はありません。一般的な相談は市役所福祉課に障がい者相談員を配置させていただいて受けているところでございます。3障がいに対して、一般的な相談を、障がい福祉サービスにつなげたり、他の機関につなげて自立を図る、より高度かつ専門的な機関として基幹相談支援センターを設置するということです。基幹相談支援センターの役割としては、地域の相談支援事業所への指導や人材育成と関わりをもったり、他機関との連携強化を図る役割をもっています。

委員：ありがとうございます。良いことなので、是非お願いします。

委員：基幹相談支援センターについて、私どもの福祉協会でも理事会で議論を相当したのですが、全国の市町でも基幹一本でやっているところはほとんどないです。我々の福祉協会の中で相談員の委員会がありますが、協会内だけでは何の意味もない。各市町の福祉課で選任の人を雇用して、それなりに相談を受けているわけだから、私どもの協会での相談員はいらない、と発言したら、相談に行く過程で挫折してしまう人が多いということでした。それはどういう意味かという説明を求めたのですが、何の返事也没有ませんでした。協会としては、関係市町でやっているから、そこで相談を受けて、適切なアドバイスをするべきです。それと、精神、身体、知的に対応している専門的な相談員が今後絶対に必要です。我々は年1回の大会のときに、国に成案は出しますが、毎年同じ回答だから、成案したって役に立たないと言いました。それよりも、自分たちの会を有意義にするように改革していかないと駄目だよ、と言ったら、皆さん沈黙されました。インターネットで調べると、関東でも関西でもほとんど同じようなことしか書いていないです。だから、感謝しているけれど、こういうものをつくった以上は、現状に沿うような施策をしながら、岩倉市はこういう相談に対しては、このようにきちんとやっていますよという実績をつくるように頑張ってもらいたいです。

委員長：計画といっても国の制度もありますので、項目だけみると全国どこでも似たような見出しになりますが、今おっしゃられたように、その中でも特に岩倉市ではどこに力を入れるかということになると思います。ですから、この計画の推進の中でどのようなところが進んだか、現実に沿っているかどうかを確認していくことが必要だと思います。

委員：基幹相談支援センターとか、地域で集中してやるものについて、私は「基幹」という言葉にすごく意味があると思いました。何かというと、情報の共有です。内部の情報で、より高度な判断を要するあるいは国まであげていくような情報がもしあるとすれば、基幹相談支援センターにて、各地域で重要なことはまとめて対応できるということで意味があると思っています。これは、新しい体制ですが非常に役に立つと感じています。

委員長：ありがとうございました。計画策定の最終段階ということで、委員の皆さんからご意見をいただきました。計画案を計画という形で承認したいと思いますよろしくお願いします。

(異議なし)

(2) 障がい者計画の推進について

※資料に沿って事務局より説明

委員長：ありがとうございました。障がい者計画は2018年～2023年が計画期間で、現在進行中です。障がい福祉計画・障がい児福祉計画2期分でひとつの計画となっていますので、令和2年度の状況をご報告いただきました。障がい福祉計画・障がい児福祉計画と関係す

る部分も多くありますが、委員の皆さまいかがでしょうか。質問、ご確認等ありますでしょうか。下の方にあるパンフレットの配付とか情報収集という点について、令和2年度はコロナ禍での取組になったわけですが、コロナ禍での取組で工夫された点などがあれば教えていただければと思いますがいかがでしょうか。

事務局：障がい者を対象としたわけではなく、また、対象は大分絞られてしまうのですが、地域の方がどういったことで困っているかというアンケートを取らせていただきました。障がい者の方も含め、地域でどういう活動ができるかというところでアンケートを取らせていただき、検討の材料とさせていただきます。緊急事態宣言が出る前はそれをもとに一部実施させていただいたのですが、2回目が発令されて、またストップしてしまったところではあります。

委員長：できれば具体的な内容を教えていただきたいです。アンケートを踏まえた取組の内容をお願いします。

事務局：障がい者計画とは別に、地域の方と地域の困りごとについて一緒に解決しようという会議を実施していました。アンケートを取った結果としては、皆さん集まって何かしらやっていたという結果がありましたので、会議を実施したという結論でした。

委員長：ありがとうございました。資料3の3番目「断らない相談検討会」について、断らない相談というのが非常に重要な取組になるのですが、内容的には障がい者福祉の枠を超えている内容かと思います。地域福祉計画とも連動していくことになると思います。先ほどの地域会議も地域福祉関係かと思うのですが、そういった横のつながりに向けての動きをご紹介いただけるようでしたら、教えていただければと思います。

事務局：断らない相談検討会につきましては、内容にも書いてありますが、世帯でみたときに、障がいの相談担当だけで解決することであれば簡単なのですが、その中に、高齢で介護が必要な方であったり引きこもりの方であったり、それに不随して困窮している状況であったり、複合的なケースが存在しています。それが、今の状態ですと、縦割りの制度の中で個人情報共有できない、ケースの内容を共有しづらくて、世帯の課題に対して解決が図れないというところです。そこで、個人情報の枠をどうやったら解決できるだろうか、どうやったら相談機関で連携をうまく取れるだろうかというところの準備検討会議をやっているところが、断らない相談検討会になります。それが現場レベルの話としますと、市役所全体の中でのもう少し大きな話では、情報を市全体に対して発信していくというところで、ある程度の役職を持った人たちは庁内連携会議ということで、断らない相談検討会の進捗を報告したり、各種計画の進捗を報告したりという場を年に1～2回設けさせていただき、報告して、横のつながりをもっていこうということで、実施しているところです。さらに、先ほど言った地域における市民会議については、それを地域に落とし込んで、地域の各課題は地域で解決できるように、地域の方が何か活動するときに支援できるようにしているところです。

委員長：ありがとうございます。他はいかがでしょう。

委員：質問です。資料3の1行目「手話言語条例の制定」について質問したいのですが、多分、全国的には鳥取県を先駆けにして全国的に広がっていると思います。この辺りだと犬山市がもう制定されているのかわからないのですが、岩倉市の今後の課題として、手話言語条例が制定されてくると具体的にどういったことが変わってくるのか気になるところです。例えば、学校の授業で手話の授業ができるとか、具体的などころでお分かりになれば教えていただきたいです。

事務局：現在も、聴覚障がい者当事者団体と、手話などについて意見交換をしながら研究をしているところであります。手話言語条例の愛知県内の制定状況は、常滑市や稲沢市など7自治体ほど策定しています。市では広報いわくら令和元年6月号から聴覚障がい者と聴覚障がい者以外の方が、コミュニケーションを取り、お互いに理解できるよう、また、「手話のことをもって知ってほしい。」「手話に興味をもってほしい」ということで、毎月「岩倉手話サークルこいのぼり」に協力して頂き、「手話を覚えよう」を広報いわくらに掲載し、手話を使っておはようのあいさつなど、手話を紹介し、市民の方へ手話を知っていただき、手話を広げていこうと取り組んでいるところであります。その他に、今年度は、市職員や地域で活動する民生委員さん等を対象に手話研修会を開催させていただきました。今後も、聴覚障がい者等と意見交換をしながら、研究していきたいと考えています。

委員：ひとつ質問させてください。発達障がいについて、岩倉市内では発達障がいがどれくらい確認されているのでしょうか。国の方でも発達障がいというのは形が違い、いろいろな内容が多岐におよびます。そのため、しっかり把握できていないような感じを受けているのですが、市内ではどうなのでしょう。

事務局：具体的な数としては把握していません。障がい児福祉計画の中では児童の専門的な相談機関、児童発達支援センターの設置も検討しています。児童発達支援センターの役割はお困りの方の相談を受けるということもありますが、保育園や小中学校、高校まで18歳未満のいろいろな関係機関のお困りごとの相談を受ける機能を備えた機関となっていますので、児童発達支援センターを設置することで、現在よりも人数の把握ができると思います。

委員長：ありがとうございます。支援の多様性が必要です。相談機関につなげるとか、特に今回計画の中にあるのは、親が障がいを理解して対応する、親を支援することが柱となっているかと思います。発達障がいを理解して、支援の体制につながっていくと思います。令和5年度には支援がスタートするという計画ですので、よろしくお願いいたします。

3 その他

事務局：委員の皆さまのご協力により、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定を無事終えることができましたことを、心から感謝申し上げます。第6期障がい福祉計画では、親亡き後も引き続き住み慣れた地域で生活していくための、地域生活支援拠点の設置、そして増え続ける精神障がい者支援をはじめとする、相談支援の中核機関で

ある、基幹相談支援センターの設置、そして３点目に判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度利用促進計画の策定。第２期障がい児福祉計画では大きく２点、発達障がい児の早期からの支援機関となる児童発達支援センターの設置、また、人口呼吸器や胃ろうを必要とする、医療的ケア児の厚い支援。いずれも令和５年度までに設置することを掲げています。しかしながら、これら全て障がい福祉グループでは既に手がけており、地域の事業者や関係機関などと調整を行っている状態です。今後は、委員の皆さまのご意見をいただきながら、いずれも国の定めた令和５年度までに確立してまいりたいと考えていますので、どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

委員長：この計画に取り組んでいきたいと思います。ありがとうございました。では、これで議題は以上でございます。

事務局：長い間どうもありがとうございました。

事務局：来年度の推進委員会の予定ですが、昨年と今年は１回しかやっていますが、できれば上半期に１回、下半期に１回の合計２回実施させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

委員長：進捗確認ということで、上半期と下半期１回ずつ委員会を開催していくということでよろしくお願いします。来年度の開催時期と議事内容について意見がある方はいらっしゃいますか。事務局には進捗状況、特に今おっしゃられた柱になる部分の状況を教えていただければと思います。それでは、これをもちまして本日予定しておりました議事は全て終了しました。委員の皆さま方、ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局：では、本日は貴重なご意見ありがとうございました。書面開催もありましたが、無事策定できました。また、少し修正部分がありましたので、委員長に見ていただいて、それをホームページに公表させていただきますのでよろしくお願いします。貴重なご意見ありがとうございました。